

というふうに思うに至る可能性があり得たのではないかと、ということをおっしゃっているわけですか。もしそうであれば、これは合憲であるということですか。そういうことを今判定されておっしゃっていたわけですか。もう一度きちんと答弁してください。

○横島政府特別補佐人 論理といたしますのは、それを考えた人、個人の頭の中にもともとあります。しかし、それが言葉となって外に出れば、これはもう社会的な存在でございます。そういうものとして、論理として生きていくもの、それを論じているわけでございます。

○大串（博）委員 その論理が、横島さんは、花というものは赤いものだという論理だったんですよ。それは、横島さんもおっしゃっているように、当時は我が国に対する武力攻撃だけが国民の権利を根底から覆す、だからそれに対して自衛の措置をするのはよいという論理だったんですよ。だからこそ、第三ブロックにおいても集団的自衛権はだめだという結論になっているわけです。

それがなぜ、後追いで見て、いやいや、吉国さんは当時、日本に対する武力攻撃だけじゃなくて他国への武力攻撃も排除していなかったんだと積極的に言える理由がどこにあるんですか、積極的に言う理由がどこにあるんですか、そういうことなんです。それを答えてくださいということなんです。

○横島政府特別補佐人 何度もお答えしているとおおり、当時におきまして、その後も実はそうなのでございますけれども、長い間やはり、国民の権

利が根底から覆されるという急迫不正の事態といえますのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合、それに限られるんだという事実認識、それを持っていったということでございます。

その事実認識が変わるんだということであるならば結論が変わる、結論が一部ですけれども変わるということ、まさか集団的自衛権の全部が認められるということ、また限定されているわけじゃなくて、まさに限定的、三要件で限定されるその場合に限り、国際法上は集団的自衛権と言われるもの、それも認められるのではないかと、これを申し上げているわけでございます。

○大串（博）委員 そのことを聞いていくわけじゃない、なぜ当時の吉国さんは、日本に対する武力攻撃のみが国民の権利を根底から覆すというふうに考えていたにもかかわらず、その後、いやいや、あれは違うんだ、他国への武力攻撃も含んで考えていたんだと積極的に考えを変えられる理由はどこにあるんですかということなんです。

この積極的な理由を説明していただかないと、この一ブロック、二ブロックの基本的な論理は変えていません、これは変えていないから憲法改正は必要ありません、憲法の範囲内ですという説明が完結しないんです。だから言っているんです。

他国への武力攻撃も含まれるという頭が当時なかった人が書いた文章であるにもかかわらず、なぜ他国への武力攻撃もここに含めて考えられるという積極的な理由を言ってください、そういうことなんです。

○横島政府特別補佐人 その論理といたしますのは、

だから、当時の担当者の頭から出て紙として今に残っているということ、そして、その当時はめの問題につきましてはまさに現在の事実認識がどうかということ、そして、そこがなぜ変わるのかということ、これはまさに論理ではなくて、安全保障環境がどのように変化したのか、そういうことによるわけでございます。

○大串（博）委員 今、横島長官がおっしゃったように、当時の論理というのは当時の書いた人の頭から出てとまさにおっしゃいましたから、そこなんです。当時の書いた人の頭の中は、我が国に対する武力攻撃のみが国民の権利を根底から覆されるという論理だったんですよ。それをなぜ他国へも含めるというふうに言えるのか、その積極的な理由を教えてください、その端的な問いに教えてください、そこだけなんです。どうぞ。

○横島政府特別補佐人 御指摘の部分は、論理ではなくて事実認識であるということ、これを繰り返して申し上げているわけでございます。

○大串（博）委員 私は第二ブロックの話をしていくんです。まさに論理のところ、横島長官第二ブロックの外国の武力攻撃、ここを議論しているんです。吉国さんはその一カ月前、何度もここに關して我が国に対する侵略と繰り返している。かつ、吉国さんは当時、我が国に対する武力攻撃のみが国民の権利を根底から覆すというふうにご考えている人であった。これを前提とすると、外国の武力攻撃というのも我が国に対する武力攻撃としか考えられないじゃないですかということなんです。

当の憲法九条の基本的な論理だということを政府はずっと答弁をされているわけですね。

かつ、七月一日の閣議決定、私、今手元にありますけれども、こういうふうを書いてあるんですね。政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。その次に、いわゆる皆さんがいつも言っている基本的な論理ですね、憲法九条はその文言からすると、というのが続いて、最後、「そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。」という基本的な論理を述べて、そして、続けます、「これが、憲法第九条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。」。昭和四十七年政府見解の中に明確に示されているところであるというふうにおっしゃっているんですね。イエスカノーかだけでお答えください。

皆さん、同僚委員の先生方に配らせていただいていますけれども、この七月十四日の資料ですね、左側のところ、これについて、昭和四十七年見解

の法的な捉え方はこのとおりですという答弁も七月十四日のときに横島法制局長官はなさっています。この基本的な論理②の部分ですね。まあ①と②を合わせてでも結構ですよ。

いずれにしても、昭和四十七年見解に限定的な集団的自衛権を許容する法理が昭和四十七年見解で作成した当時からあるんだという認識にいうことでもよろしいですね。イエスカノーか。これをはぐらかすんだしたら、もう衆議院の委員会も止まりますよ。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) その当時からという意味が若干よく分からないのでございますけれども、まさに昨年七月までは、集団的自衛権について限定的な場合に行使するという、そういう考え方自体がなかったわけでございます。

法理として、今回の集団的自衛権のうちの限定されたものを行使することができるというその考え方、法理は、昭和四十七年政府見解の①、②に含まれている、現に含まれているということでございます。

○小西洋之君 含まれていると間違いなくおっしゃいましたけれども、①、②。それは、じゃ、いつから含まれていたんですか。昭和四十七年政府見解を作ったその瞬間、次のページをおめくりいただきますと、二枚めくっていただきますと、その起案ですね、十月七日に決裁されていますね、

当時の吉國內閣法制局長官が。この七日の決裁の瞬間に法理として含まれていたと、四十七年見解の中にですよ。四十七年見解が政府見解の文書として成立したその瞬間に含まれていたというふうな理解でよろしいですか。あるいは、四十七年から含まれていなかったけれども、いつの間にかそういうお化けみたいな魂が、幽霊みたいなものが四十七年見解の中に宿って、それを七月一日の中に皆さんが、いつ宿ったか分からないものを見付け出したということなんでしょうか。

四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるといふ認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

○小西洋之君 済みません、今法制局長官は回り

弁されています。今までは、誰も、どこの長官も読み直したことはなかった、あなた自身も読み直したことはなかったんだけど、七月一日の閣議決定に当たって読み直して、そこに限定的な集団的自衛権が法理として読めるというふうに理解をされたというふうに言っております。

しかし、まさにその四十七年見解を作るきっかけとなった質疑において、当時の法制局長官、先ほどの四十七年見解の起案を決裁をしている長官は、我が国の憲法九条の下において許される武力の行使というのは、我が国に外国の侵略、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃が発生した、そこで行える必要最小限度の実力行使というのが解釈の論理の根底だと言っております。

昭和四十七年見解に限定的な集団的自衛権を読み込むというのは、便宜的かつ意図的な、かつ、これまでの議論の積み重ねを逸脱した許されない解釈ではないですか、憲法違反の解釈ではないですか、明確に答弁ください。イエスかノーかです。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昭和四十七年の政府見解、文書として取りまとめて国会に提出したものでございますけれども、それは御指摘のございました昭和四十七年九月十四日の国会での審議が多岐にわたっておりますので、それを論理的に取りまとめて分かりやすくして提出したものでございます。

でございます。

この点もこれまで何度もお答えしておりますけれども、御指摘の点も含めまして、まさにその四十七年の政府見解の基本的な論理といえますのは、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として武力の行使が可能であるということでございます。

当時は、そのような状況、要件に当てはまるものとして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという認識が前提としてございました。その認識を踏まえて、結論といたしまして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限って必要最小限度の武力の行使ができるという結論を導いていたわけでございまして、この昭和四十七年九月十四日の国会での御指摘の答弁も、そのような基本的な論理及び事実の認識を踏まえた議論であるかと思えます。

○小西洋之君 全く答えをされていませんけれども、将来の最高裁判事もさまじい論理破綻の答弁をされたというふうに認識をされるでしょう。

横島長官に重ねて伺います。
今私が読み上げたこの吉國長官答弁の議事録の部分ですね、「憲法九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底」、ここで言っている解

釈の論理、またその論理の根底というのは、限定的な集団的自衛権は論理として含まれないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) ですから、基本的な論理としては、まさに国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、そのような場合には、憲法九条の下でも自衛の措置、すなわち武力の行使をすることは禁じているものではないという点でございます。

○小西洋之君 四十七年見解を読み直して、七月一日の閣議決定で容認した限定的な集団的自衛権について、論理として明確に今答えていないですよ、あなたは。もう自分でも答えていないのを意図してやっているわけですから。

その解釈の論理の根底という言葉には、限定的な集団的自衛権は論理として含まれないという理解でよろしいですか。含まれるんだったら、どうやって含まれるのか言ってください。説明してください。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 繰り返しになりますが、当時のことをお尋ねかと思えますけれども、昭和四十七年当時におきましては、国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、そのような事態といえますのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限らると、そのように解していたのは事実であろうか

たんだつたら、この早坂さんはもう参事官ですから課長クラスで、法案の審査なんかをされている、実務をやられている立派な課長クラスの方ですから、当然書くわけなんです。

じゃ、防衛庁と協議はしていないことは分かりました。

では、内閣法制局から外務省に協議したことはもう明らかなんですけれども、その協議の内容として、限定的な集団的自衛権行使をこの昭和四十七年政府見解によって容認すると、そういう法理を内閣法制局が組み立てているということの内閣法制局は外務省に協議をしたんでしょうか。これは横島長官に伺います。

また、岸田外務大臣にも伺います。そういう協議を外務省として受けたんでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まず、その前提といたしましてですが、いわゆるその新三要件の下で行使が許されるとしております限定的な集団的自衛権という考え方それ自体は昨年七月以降の考え方でございます、それ以前にはないのでございます。

したがって、四十七年のこの政府見解のお尋ねはもとより、その後の政府の国会での答弁、質問主意書に対するお答えその他について、集団的自衛権と言っているものは、基本的にとりか、完全に限定のない国際法上認められる集団的自衛権

一般のことを指して言っているものでございまして、昨年七月以前に、その新三要件で認められる場合のいわゆる限定された集団的自衛権という考え方に基づいて議論をしているということはないと思っております、お尋ねについても、そのような限定的な集団的自衛権を念頭に置いて何か協議をしたということではないと思っております。

○委員長（片山さつき君） 外務大臣の御回答がまだですが、よろしいんですか。

○小西洋之君 じゃ、今の長官の答弁と、先にちよつと重ねて、その後外務大臣に。

○委員長（片山さつき君） それでよろしいんですね、質問者。

○小西洋之君 はい。どうも大臣、失礼いたしました。

横島長官はもうめっちゃくちゃなことばかりおっしゃっているんですけれども、よろしいですか。日本国憲法を作った後に、自衛隊の創設以前から、外務省の国会答弁として、我が国は憲法九条において、我が国が武力攻撃を受けた、つまり我が国に武力攻撃が発生したときでなければ我が国は武力行使ができないということは何度も政府として、また外務省としても、内閣法制局としても答弁をされているんです。

この昭和四十七年見解のその限定的な集団的自衛権の行使を法理と含むということは、まさにこ

こを同盟国に対する外国の武力攻撃と読み替えて、同盟国に対する外国の武力攻撃しか起きていない、すなわち、我が国に対する外国の武力攻撃は発生していないんだけど、我が国は集団的自衛権の行使たる武力行使ができるという文書を作ったということなんです。

じゃ、重ねて伺います。そういうひきょうな、まあひきょうと言うのもあれですけど、これはでもひきょうな答弁ですよね、何もかも分かっているに。

じゃ、もう一回重ねて伺います。我が国に武力攻撃が発生していない局面であるにもかかわらず、我が国が武力行使ができる、しかもそれは国際法上、集団的自衛権の行使というものになる、そういう政府見解を作るということを内閣法制局から外務省に協議をしたんでしょうか。

また、岸田大臣、今の私のこの説明を踏まえて、外務省としてそうした内容の協議を受けたんでしょうか。答弁をお願いいたします。

○政府特別補佐人（横島裕介君） お尋ねは昭和四十七年当時のことと理解いたしますけれども、当時はまだ、先ほどもお答えいたしましたとおり、この新三要件でお示したような限定的な集団的自衛権という考え方それ自体は存在いたしませんので、そのような協議をしたということではないと思っております。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記起こして。

○政府特別補佐人（横島裕介君） お示しの答弁にございませぬ、全てフルスペックの集団的自衛権についてお答えしているものでございませぬとお答えしています。

そのフルスペックの集団的自衛権とは何かという点につきましては、これは小西先生からの質問主意書に対して六月十六日の閣議決定で、六月にお答えしておりますけれども、御指摘の横島内閣法制局長官の答弁にいうフルセットの集団的自衛権も、これと同じ集団的自衛権一般を指すものである。ここに言う、ちよつと全部読んだ方がよかつたかもしれませんが、後先になりますけれども、御指摘の資料におけるいわゆる集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていなくてもかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利、すなわち、御指摘の閣議決定でお示した武力行使の三要件による限定がされていない集団的自衛権一般を指すものであると、そのようにお答えしているところでございます。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記起こして。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 御指摘の答弁にございませぬ限定的な集団的自衛権という観念に

つきましては、政府として持ち合わせていなかったということでございます。

○福山哲郎君 それは何を根拠に言っているんですか、何を根拠に言っているんですか。

だつて、限定的な集団的自衛権について否定しているんですよ。否定をしているのに観念を持っていないってどういうことですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 限定的な集団

的自衛権という観念を持ち合わせていなかった、政府として持っていなかった、限定されていないもの、すなわちフルスペックの集団的自衛権というものしか集団的自衛権については考えていなかったということ、それについてお答えしてきているということでございます。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記起こして。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 昨年七月以前

の政府、歴代政府でございませぬけれども、内閣法制局も含めてでございませぬけれども、限定的な集団的自衛権という観念は持ち合わせていなかったわけでございますので、したがうしまして、その当時、集団的自衛権と申し上げていたのは、全てフル

スペックの集団的自衛権のことを指していたということでございます。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記起こして。

○福山哲郎君 これまでずっと限定的な集団的自衛権の議論はあったわけです。それに対して法制局は、歴代法制局が限定的な集団的自衛権の行使はできないと答えていたんです。それにもかかわらず、この横島長官は、いずれも限定的な集団的自衛権という観念は持ち合わせていなかったわけでございますと言っているわけです。いいですか。

新三要件に基づく集団的自衛権などというのは、新しくつくったものだから、そんなものあるわけがないんです、過去には。いいですか。そこが法的安定性を損なうということなんです。何で歴代やってきたのに急に新しいのが出てきて、それが基本的な理念が一緒なのか。あなたはずっと衆議院でこう言って逃げてきたんです。いいですか。限定的な集団的自衛権は認められてないんです。いいですか。そして、あなたは、新三要件に基づく、基づく新三要件については観念はなかったと最初言つて、次の先ほどの観念は新三要件に基づくというのは外しました。またこれ答弁変わったんです。いいですか。首ひねらないの、分かっているの